

令和5年度内部統制評価報告書の概要

①内部統制の整備及び運用に関する事項

- 知事は、内部統制の制度及び運用に責任を有している
- 県は「愛媛県の内部統制に関する方針」に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている
- 内部統制には一定の限界があり、リスクの発現をゼロにすることはできない

②評価手続

- 評価対象期間：令和5年度 ○評価基準日：令和6年3月31日
- 総務省ガイドライン※¹の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、評価を実施

③評価結果

- 財務、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務については、有効に整備・運用
- 公文書の管理に関する事務に運用上の重大な不備※²を把握したことから、評価対象期間中における当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断

④不備の是正に関する事項

- 「重大な不備」該当案件…職員が県庁内の執務室に侵入し、公文書等が保存された業務ファイルを持ち出した上、廃棄したもの
- 改善に向けた取組…公文書等の管理について、関係規程を遵守の上、公文書等の重要性に応じた保管や情報セキュリティ対策の徹底など、万全の措置を講じることを周知徹底し、再発防止に努める。

全庁的な内部統制の評価

- 総務省ガイドライン※¹に掲げる28評価項目について評価

⇒「重大な不備※²」は認められなかった。
(不備自体なし)

業務レベルの内部統制の評価

- 各所属が実施した自己評価結果（リスク評価シートの17,159項目）に基づき評価

⇒「重大な不備※²」は1件発生（概要及び改善に向けた取組は上記④参照）
また、運用状況の延べ138項目において「不備あり」とされたが、全ての項目で改善に向けた取組みが確認できた。
※主な不備ありの内容として、昨年度発生した公表、処分事案を掲載

※1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）

※2 内部統制の不備のうち、県・県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

<参考>

内部統制とは

事故やミス等が発生するリスクを抑制するため、予め業務に組み込んで、組織的に管理(チェック)する仕組み